

○茨城県地域気候変動適応センターの運営に関する要項

(平成31年3月29日要項第22号)

改正 令和2年4月1日要項第20号

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城大学地球・地域環境共創機構(以下「機構」という。)が茨城県から選定された、茨城県地域気候変動適応センター(以下「茨城適応センター」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 茨城適応センターは、気候変動適応法(平成30年法律第50号)第13条に基づき、地域における気候変動影響及び適応に関する研究や情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言、さらには、茨城県と協働による県民への普及・啓発等を目的とする。

(業務)

第3条 茨城適応センターは前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 茨城県における気候変動影響及び適応に関する研究
- (2) 気候変動影響への適応に関する情報収集
- (3) 茨城県、県内市町村等に対する情報提供及び助言
- (4) 茨城県との協働による県民への普及・啓発
- (5) 茨城県への業務成果の報告
- (6) その他茨城適応センターの目的を達成するために必要な業務

(茨城適応センター長)

第4条 前条各号の業務を統括するために、茨城適応センターにセンター長(以下「センター長」という。)を置く。

- 2 センター長は、茨城適応センター業務に関連する本学の教員のうちから、茨城大学地球・地域環境共創機構運営委員会が選考する。
- 3 センター長は、茨城適応センターの業務を掌理する。
- 4 センター長の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充されたセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第5条 茨城適応センターに、副センター長を置くことができる。

- 2 副センター長は、センター長が任命する。
- 3 副センター長は、センター長の職務を補佐するとともに、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 副センター長の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(茨城適応センターの組織)

第6条 茨城適応センターは、次の職員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 機構専任教員
- (4) 機構兼務教員
- (5) 機構研究員
- (6) 産学官連携コーディネーター
- (7) 事務職員
- (8) その他センター長が必要と認めた者

(茨城適応センター委員会)

第7条 茨城適応センターに、業務の具体的事項を審議するため、茨城県地域気候変動適応センター運営委員会(以下「茨城適応センター委員会」という。)を置く。

(茨城適応センター委員会の組織)

第8条 茨城適応センター委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 副機構長 1人
- (4) 機構専任教員のうちから選出された者 1人
- (5) 機構兼務教員のうちから選出された者 5人
- (6) その他センター長が必要と認めた者 若干人

2 前項第5号及び第6号に掲げる委員は、センター長が任命する。

3 第1項第5号及び第6号に掲げる委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(茨城適応センター委員会の委員長)

第9条 茨城適応センター委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、茨城適応センター委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(茨城適応センター委員会の開催等)

第10条 茨城適応センター委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 茨城適応センター委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、茨城適応センターに関し必要な事項は、茨城適応センター委員会の審議を経てセンター長が別に定める。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から実施する。

附 則(令和2年4月1日要項第20号)

この要項は、令和2年4月1日から実施する。